

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会
入会資格及び年会費に関する細則

第1条 一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会（以下「本学会」という）定款第7条、第8条並びに定款施行細則第1条、第2条によりこの細則を定める。

（入会資格及び手続き）

第2条 正会員として入会を希望する者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 日本国の医籍登録番号を有すること
- 2) 所定の入会申込書に所要事項を記入、署名の上、本学会事務局へ提出すること

第3条 準会員として入会を希望する者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 理学療法士・作業療法士
- 2) 日本スポーツ協会アスレチックトレーナー
- 3) その他、理事会が認める者
- 4) 上記の者の入会手続き方法は下記の通りとする。
 - ① 所定の入会申込書に所要事項を記入、署名の上、本学会事務局へ提出すること
 - ② ①、②については代議員1名、③については代議員2名の推薦を得ること
 - ③ ③については、業績、活動歴、在学証明書などを添えること

第4条 臨時会員として入会を希望する者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 所定の入会申込書に所要事項を記入、署名押印の上、本学会事務局へ提出すること
- 2) 正会員が主演者又は共同演者になっている学術集会発表者であること

第5条 賛助会員として入会を希望する者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 所定の入会申込書に所要事項を記入、署名押印の上、本学会事務局へ提出すること
- 2) 代議員1名の推薦を得ること

（入会の承認）

第6条 第3条、及び第5条による所定の手続きを行なった者は、理事会の審議により入会の可否が決定される。

（会費の納入）

第7条 年会費は、下記の通りとする。

正会員：12,000円、準会員：6,000円（但し、学生（医師を除く）：2,000円）、臨時会員のうち正会員に準ずる者 6,000円、臨時会員のうち準会員に準ずる者 3,000円、臨時会員のうち学生 1,000円
賛助会員：50,000円

第8条 会費は、当該年度に全額を納入しなければならない。

（会員の権利及び義務）

第9条 正会員及び準会員は下記の権利及び義務を有する。

（権利）

- 1) 本学会が刊行する機関誌及び図書等の優先的頒布を受けること
- 2) 学術集会、その他本学会が行う事業への参加ができること
- 3) 機関誌への投稿、及び学術集会への出題・応募ができること
- 4) その他本学会の定款及び細則に定められた事項

（義務）

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を尊重すること

- 3) 住所、氏名、学会機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに本学会事務局へ届出ること

第 10 条 臨時会員は下記の権利及び義務を有する。

(権利)

- 1) 学術集会への参加・発表ができること

(義務)

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を尊重すること
- 3) 論文投稿をする場合は、正会員または準会員として入会すること

第 11 条 賛助会員は下記の権利及び義務を有する。

(権利)

- 1) 本学会が刊行する機関誌及び図書等の優先的頒布を受けること
- 2) 学術集会への参加ができること

(義務)

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を尊重すること
- 3) 住所、氏名、学会機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに本学会事務局へ届出ること

(休会及び手続き)

第 12 条 留学のために休会を希望する者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 所定の休会届に所要事項を記入、署名の上、休会事由となる公的な証明書を添えて本学会事務局へ提出すること
- 2) 休会事由が終了した際、復会することを条件に休会を認めることとする
- 3) 休会中は会費の納入を免除する。但し、その権利は一時的に喪失することとする
- 4) 復会する際は、住所、氏名、学会機関誌送付先等を速やかに本学会事務局に届出ること

(再入会)

第 13 条 退会した者が再度入会する場合には、第 2 条の手続を要する。但し、退会の際未納の会費がある場合は当該未納会費を納入しなければならない。法人設立前の日本整形外科スポーツ医学会を退会した者も含む。

附 則

- 1 この細則の変更は理事会で行う。
- 2 この細則は平成 23 年 12 月 5 日から施行する。
- 3 この改定細則は平成 26 年 1 月 24 日から施行する。
- 4 この改定細則は平成 27 年 5 月 24 日から施行する。
- 5 この改定細則は平成 28 年 9 月 16 日から施行する。